

令和7年度 町 県 民 税 申告書の手引き 国 民 健 康 保 険 税

※ 確定申告をされた人は、この申告は不要です。

※ 所得のなかった人は、申告書裏面下「16 昨年中に所得のなかった人」へご記入の上、提出してください。

問い合わせ先：税務住民課 TEL 082-820-5603

① 所得金額（令和6年1月1日～12月31日の期間について計算します）

営業等	製造業、建設業、販売業、サービス業、外交員、集金人、大工などから生じる所得	
農業	農産物の生産、果樹栽培などから生じる所得	
不動産	貸家、駐車場、地代などの賃貸料からの所得	
利子	公社債や預金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などの所得（源泉分離課税分は除く）	
配当	法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）や特定受益証券発行信託の収益の分配などの所得	
給与	給料、賃金、歳費、賞与などの所得	
雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金などによる収入
	業務	原稿料、講演料、ネットオークション等の個人取引、食料品の調達等の副収入による所得
	その他	個人年金、互助年金などの上記以外のものによる所得
総合譲渡	短・長期	土地建物以外の資産（車輛、機械器具など）の譲渡による所得
一時		生命保険・損害保険の満期・解約等による返戻金、懸賞当選金などの一時的な所得

○給与所得金額計算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得金額
～550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨て（算出金額：A） $A \times 2.4 + 100,000$
551,000円～1,618,999円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	1,800,000円～3,599,999円	$A \times 2.8 - 80,000$ 円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	$A \times 3.2 - 440,000$ 円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	収入金額 $- 1,950,000$ 円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		

○公的年金等の所得金額計算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額：(A)	公的年金所得金額	受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額：(A)	公的年金所得金額
65歳以上の人 (昭和35年1月1日以前生まれ)	～3,299,999円	(A) - 1,100,000円	65歳未満の人 (昭和35年1月2日以後生まれ)	～1,299,999円	(A) - 600,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A) $\times 0.75 - 275,000$ 円		1,300,000円～4,099,999円	(A) $\times 0.75 - 275,000$ 円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) $\times 0.85 - 685,000$ 円		4,100,000円～7,699,999円	(A) $\times 0.85 - 685,000$ 円
	7,700,000円～9,999,999円	(A) $\times 0.95 - 1,455,000$ 円		7,700,000円～9,999,999円	(A) $\times 0.95 - 1,455,000$ 円
	10,000,000円～	(A) - 1,955,000円		10,000,000円～	(A) - 1,955,000円

※上記の表は 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合。1,000万円超の場合は、国税庁HPを参照。

② 所得から差し引かれる金額

雑損控除	次のいずれか多い金額 ①（損失の金額－保険金等により補てんされた額）－（総所得金額等×1/10） ②（災害関連支出の金額－保険金等により補てんされた額）－5万円			
医療費控除	（支払った医療費の額－保険金等により補てんされる額）－{（総所得金額等×5/100）又は10万円のいずれか低い額} （限度額200万円） （支払った特定一般用医薬品等購入費の額－保険金等により補てんされる額）－1万2千円（限度額8万8千円）			
社会保険料控除	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等支払った金額			
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払った金額			
生命保険料控除	区分	支払った保険料の金額	→ 生命保険料控除額	
	①新契約	12,000円以下	→ 支払保険料の全額	
		12,001～32,000円	→ 支払保険料×1/2+6,000円	
		32,001～56,000円	→ 支払保険料×1/4+14,000円	
56,001以上		→ 28,000円		
②旧契約	15,000円以下	→ 支払保険料の全額		
	15,001～40,000円	→ 支払保険料×1/2+7,500円		
	40,001～70,000円	→ 支払保険料×1/4+17,500円		
	70,001以上	→ 35,000円		
※それぞれ上記により求めた控除額の合計額（限度額70,000円） ※①、②両方の適用を受ける場合は、それぞれ上記により求めた控除額の合計額（限度額28,000円）				
地震保険料控除	区分	支払った保険料の金額	→ 地震保険料控除額	
	①地震保険料	支払った保険料の1/2（限度額25,000円）		
		②旧長期損害保険料	5,000円以下	→ 支払保険料の全額
	5,001～15,000円		→ 支払保険料×1/2+2,500円	
15,001円以上	→ 10,000円			
※①、②両方ある場合は、それぞれ上記により求めた控除額の合計額（限度額25,000円）				
寡婦控除	次の①～④のいずれにも該当する人（下記のひとり親控除の該当者を除く。） ①夫と死別、離別した後婚姻していない、または夫が生死不明②合計所得金額が500万円以下 ③総所得金額等が48万円以下の扶養親族がいる（離婚の場合）④事実婚状態にある人がいない		26万円	
ひとり親控除	現に婚姻していない、または配偶者が生死不明などで、次の①～③のいずれにも該当する人 ①合計所得金額が500万円以下②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる ③事実婚状態にある人がいない		30万円	
勤労学生控除	学生又は生徒であり、合計所得金額が75万円以下で、自己の勤労によらない所得が10万円以下の人		26万円	
障害者控除	普通障害者・・・身体障害者手帳・療育手帳判定・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている人、65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるものとして町の認定を受けている人など		26万円	
	特別障害者・・・身体障害者手帳1・2級、療育手帳マルA・A判定、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人、いつも病床にいて複雑な介護を受けなければならない人など		30万円	
	同居特別障害者・・・同一生計配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人		53万円	
配偶者控除	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
扶養控除	一般扶養親族・・・扶養親族のうち、16歳以上の人			33万円
	特定扶養親族・・・扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の人			45万円
	老人扶養親族・・・扶養親族のうち、70歳以上の人			38万円
	同居老親等・・・老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、同居を常としている人			45万円
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円	
		2,400万円超2,450万円以下	29万円	
		2,450万円超2,500万円以下	15万円	

※扶養親族の年齢等は、令和6年12月31日現在で判定します。